7　法第二八条第四項の規定により主務大臣に対して行う調査の結果の通知は、主務省令で定める様式による通知書によって行うこととした。（第七条関係）

8　中小企業信用保険法に規定する保険関係であって、先端設備等導入関連保証に係るものについての保険料率を定めることとした。（第八条関係）

9　この政令は、法の施行の日（平成三〇年六月六日）から施行することとした。

―――――

◇革新的事業活動評価委員会令（政令第一八二号）

（内閣府本府）

1　生産性向上特別措置法第三一条第四号の政令で定める事項

生産性向上特別措置法第三一条第四号の政令で定める事項を、同条第一号から第三号までに掲げる評価を行うために必要な調査（情報及び資料の分析を含む。）とすることとした。（第一条関係）

2　革新的事業活動評価委員会の委員等

㈠　革新的事業活動評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員一五人以内で組織することとした。（第二条第一項関係）

㈡　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。（第二条第二項関係）

㈢　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第二条第三項関係）

㈣　その他委員、臨時委員及び専門委員に関し必要な事項を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

3　委員長

委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任することとした。（第五条関係）

4　部会

委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第六条関係）

5　議事

委員会の議事について定めることとした。（第七条関係）

6　資料の提出等の要求

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第八条関係）

7　庶務

委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において、内閣官房に置かれる内閣参事官のうち委員会の庶務への協力に関する事務をつかさどるものの協力を得て処理することとした。（第九条関係）

8　委員会の運営

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第一〇条関係）

9　附則

㈠　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、生産性向上特別措置法の施行の日（平成三〇年六月六日）から施行することとした。

―――――

政　令

生産性向上特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十号

生産性向上特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

生産性向上特別措置法の施行期日は、平成三十年六月六日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成

―――――

生産性向上特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十一号

生産性向上特別措置法施行令

内閣は、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第十六条第三項、第二十二条第六項、第二十四条第三項、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第四項並びに第四十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（新技術等実証関連保証に係る保険料率）

第一条　生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第十六条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。第三条及び第八条において同じ。）一年につき、普通保険（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険をいう。第三条及び第八条において同じ。）及び無担保保険（同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。第三条及び第八条において同じ。）にあっては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険（同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。第三条及び第八条において同じ。）にあっては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。